

第2回展示

蜂須賀家家臣
渡辺家資料展

平成3年5月3日(金)～平成3年9月1日(日)



もんじょかん
徳島県立文書館

展示図録目録用

蜂須賀家の家臣たち

天正一三年、豊臣秀吉の四国征伐に功績のあつた蜂須賀家政は、播磨国五万石から阿波一八万石の大名になつた。さらに関ヶ原合戦の功績で、淡路を加増され二五万七千石、西日本屈指の大名となつた。

その家臣たちは、藩政初め六五五家あつた。禄高では二千石以上六家、千石以上二千石未満一四家、六百石以上一千石未満五家、五百石二五家、四百石一六家、三百石五一家、二百石九〇家、百石六七家、百石未満二三家、扶持米のみの家臣二三七家であつた。

これらの家臣の出身は、尾張一四一、阿波八二、播磨五八、土佐一〇、淡路・讃岐・伊勢・武藏・山城の諸国は一〇人から一三人であつた。

こうして見ると、蜂須賀家家臣の平均的な姿は、藩主の旧領地二国（尾張・播磨）と在地の阿波の武士層からは、家庭・寺子屋で学んだ。しかし、藩校設立後も、武士の子弟が全て就学したわけではなく、希望による選択制であつた。

武士の生活は総じて高い格式や面子にこだわり、徹底的な儉約もできず苦しい経済生活を余儀なくされた。

江戸時代の武士の生活は、農民や町人に比べては恵まれていたが、決して楽なものではなかつた。三百石の武士の家計を見ると、三百石のうち四公六民で一二〇石、一石一両で計算すると、一二〇両が年収となる。家来分

を含めて食費四五両、衣類三〇両、諸雑費四〇両、家来の給金三八両、計一五三両で三三両の赤字になる。

家禄に応じて常時抱えなければならない家来の人物費は最も家計を圧迫した。これに加え絶え間ない諸物価の高騰は、その生活をさらに苦しくした。家計のやりくりは、生活費のきりつめや、三百から四百坪の広い侍屋敷内に野菜などを栽培してしのいだ。

武術は、藩から義務として強制されることではなく、家庭で祖父・父が教えるか、師匠に就いて学んだ。このため幕末には、馬にも乗れない侍もいたといふ。

学問では、宝暦一二年（一七六二）に藩校ができるまでは、家庭・寺子屋で学んだ。しかし、藩校設立後も、武士の子弟が全て就学したわけではなく、希望による選択制であつた。

武士の生活は総じて高い格式や面子にこだわり、徹底的な儉約もできず苦しい経済生活を余儀なくされた。

ご挨拶

開館記念の「徳島県の成立」展は、県民のみなさんのご協力で、好評のうちに幕を閉じることができました。ここに厚くお礼を申し上げます。

第二回展示として、郷土の歴史をさかのぼり、先人の文化遺産に学び、古里への愛をより深め、未来への徳島の発展を願つて「蜂須賀家家臣・渡辺家資料展」を開催することにいたしました。

渡辺家は、蜂須賀家が尾張にいた頃に、正勝に召し出され、阿波入国後は四百石の俸禄を受け、代々御土蔵番、御林奉行、御作事奉行、小払奉行、などを勤めた蜂須賀家譜代の家臣であります。

今回の展示では、渡辺家の資料を中心出来るだけ解りやすく、近世武士の生活を浮かびあがらせることにいたしました。

貴重な資料を提供していただいた渡辺のかたがたに厚くお礼申し上げるとともに、価値ある資料が現代の人々によつて見直され大切にされることを期待しております。

表紙と裏表紙の写真は、渡辺家に残る馬術の秘伝書の中から馬の絵の部分を抽出したものです。馬術は弓・剣・槍とともに重要な武術として、武士の間で訓練されていました。

墨で簡単に書かれたものですが、馬の特徴をよくつかみ、生き生きと描写しています。

描画の所々には馬術の要点が簡潔に和歌の形で記されています。表紙の図は流れの早い川を渡る時のもので、馬と乗り手の心が一体になることを諭しています。

平成三年五月三日

徳島県立文書館長
斎藤智

渡辺家の生活

渡辺家は、蜂須賀家の藩士、高取諸奉行格の家として名東郡下八万村（現在の徳島市八万町）に五〇石の禄高をもつて生活していた。藩政中期以降、藩士が緊急に少額の金を必要とするとき、特別に立替払いする小払奉行という役職があり、これを何代にもわたって勤め、これが家職のようになっていた。役職についている間は、役職手当がつくのが一般的である。

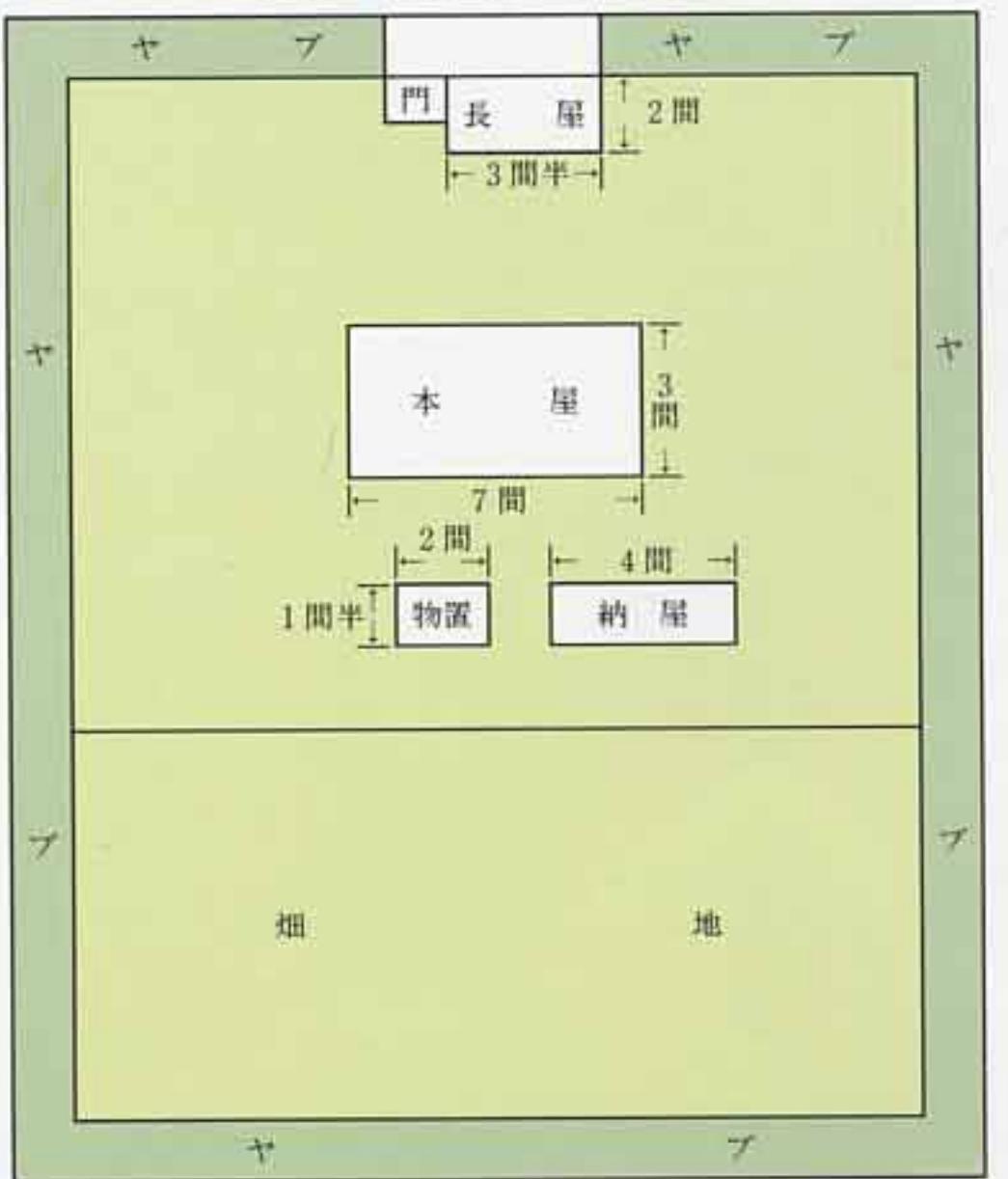
この他に家臣として、東富田（徳島市内）に図のような三百坪の土地を与えられている。この土地に対して、渡辺家では左図のような、建

坪総計三七坪の家を建てて住んでいた。本屋は茅葺きで、幅一間半（二、七メートル）の瓦葺きのひさしが付いていた。戸の数は大小合わせて四二枚、障子は二四枚、唐紙が一六枚、敷地内に樹木が三八本あつたと記されている。

このほか二百坪に余る土地をどうしていたかといえば、中級以下の武士の屋敷地では、敷地内を畑にするなどして家計の助けにすることが、一般的に行われていた。

また、渡辺家は射術（弓術）印西流の師範であつたようである。何人かの門弟を持ち、藩の家老を招いて、弓術大会を行つたときの資料が残つている。師範としての謝礼等も、家計の助けになつただろう。

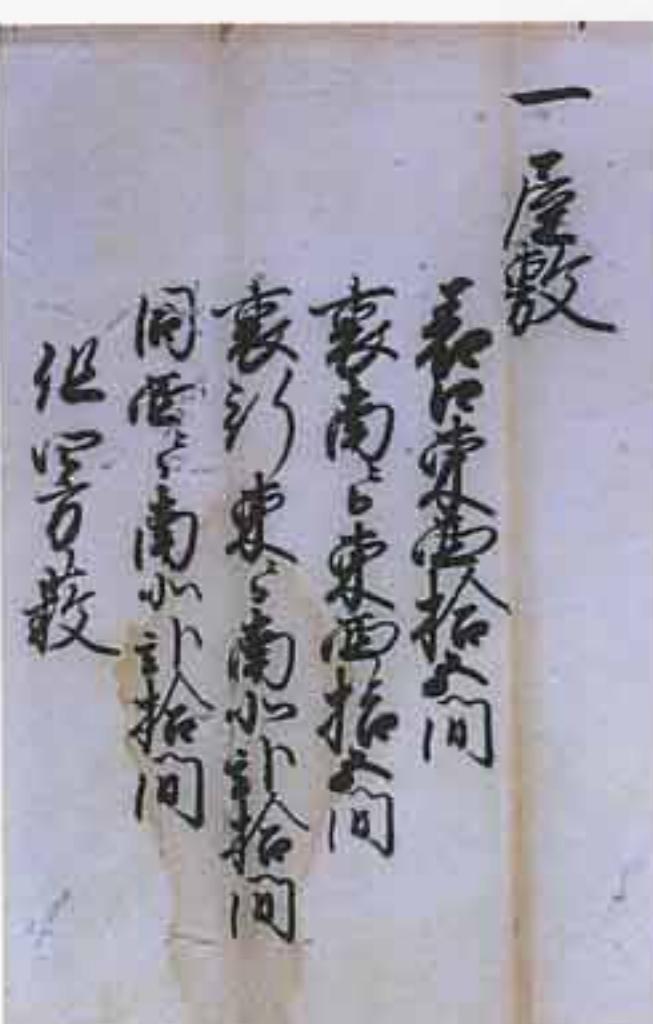
渡辺家屋敷推定図



射術印西流渡辺右衛門門弟名面(右)と星取表



射術印西流渡辺右衛門門弟名面

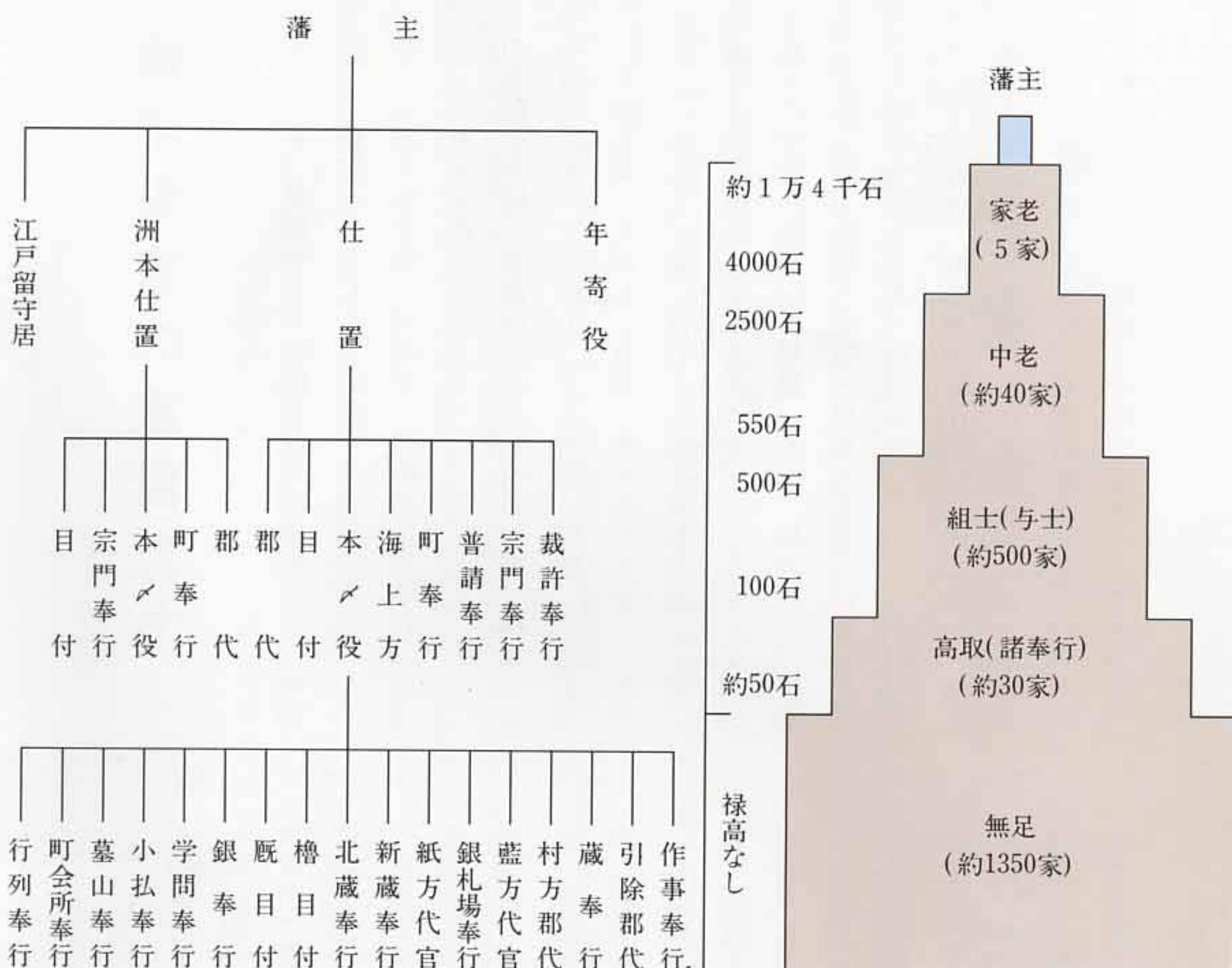


家屋敷改帳



蜂須賀家の職制

蜂須賀家家臣概数



近世（江戸時代）には、支配者としての武士階級も、被支配者の農工商従事者も複雑な身分制の下に置かれていた。

武士階級は、家老・中老・知行地持ちの中級武士・奉禄米だけの下級武士などの家格に大別でき、その家格に見合った役職（職務）に任命された。このため個人の人格や能力に関係なく世襲の家格により、先祖代々同じ役職に従事し

【家老】 藩最高の家格で、藩政初頭には十数家あつたが、藩主忠英の代から稻田・賀島・池

田など五家が世襲することになった。藩政の中心である「仕置」には、輪番で一家が当たった。

【中老】 家老に次ぐ家格で、灌初の家老筋や家老の次男がなり、三〇数家あつた。石高は五百石から二千五百石で、役職は年寄役・裁許奉行・町奉行などであつた。

【組(与)士】 百石から五百石の中級藩士。組士をまとめる組頭には中老格があたつた。組士のうち、鉄砲頭・持筒頭・持弓頭などを務める家筋を「物頭」と称し一段高く位置づけた。

【高取諸奉行】 組士以外で諸奉行を務める家格。石高は五〇石から四百石に分散している。銀奉行・小払奉行などを任命された。

【無足】 知行地がなく、夫役人足を提供できない家格。幕末の社会状況にともなつて、多種多様の役職が増え、無足格の家が増加された。

家臣の家格

ており、土地に加えて人の封建支配が完
成し始めたことを表している。

夕加倍分名東
御内海向の経
石け島村二合

為加増分名東

郡内之島田村八拾

石此百姓二人全

所務可仕者也

仍如件

慶長四年



臣等書立

渡辺七右衛門とのへ

七月五日（家政黒印）

寛永期の写しでは、「分国阿波名東郡
之内、下八万村高合五十石、人付目録在
別紙、事無相違遣之条、弥可令領地者也、
仍如件 寛永十七年九月十五日忠英」と
ある。名東郡下八万村（現徳島市）で五
〇石を与え、別に人付目録を添えること
が記されている。この頃になると土地を
宛行状で、人を人付目録で与えるという
形式が作られたことが読み取れる。



蜂須賀家政 黒印図

宛行状について

「宛行」あるいは「あてがう」とは、藩主が家臣に對して、給地等を与えることを意味するが、宛行状は単に土地を与えることを定めた書状ではない。住人や諸税の収集権などの領地の支配権と、藩主に夫役を負う義務を含んでいる。

渡辺家には、文禄・慶長の宛行状（藩主家政押印）二通と寛永期の宛行状（写し）が残っている。眞物の宛行状は、写真のように、蜂須賀家の家祖家政が発行したものである。また、料紙（古文書に使用する紙）も藩主の權威を表すため壇紙（こうぞを材料にした上級の手漉き和紙）を利用している。

その個々の資料の特徴を挙げると、文禄三年（一五九四）の分では、名西郡重松村（現石井町）のうち百石に、近辺新開地五〇石を合わせて一五〇石を与えると書かれている。これは藩主が阿波へ入国した直後で、割当てる土地を正確に把握していなかつたことをうかがわせる。

慶長四年（一五九九）の宛行状には、名東郡島田村（現徳島市）で八〇石を増し百姓二人を所属させることが書かれ

名西郡重松

村之内百石同近

辺之新開以而

五十石合百五十石

遣之条全可知行

之狀如件

文禄三

三月二十四日家政（家政黒印）

渡辺七右衛門とのへ

家政



名西郡重松
村之内百石同近
辺之新開以而
五十石合百五十石
遣之条全可知行
之狀如件
文禄三
三月二十四日家政（家政黒印）

那波家と儒学

今回、展示の渡辺家資料の中に、徳島藩御儒者・那波辰之助のたいへん癖のある数通の手紙が含まれております。渡辺家と那波家との関係は残された手紙だけでは十分に推測できませんが、当時徳島藩きつての大学者と武家との交友関係に興味がひかれます。

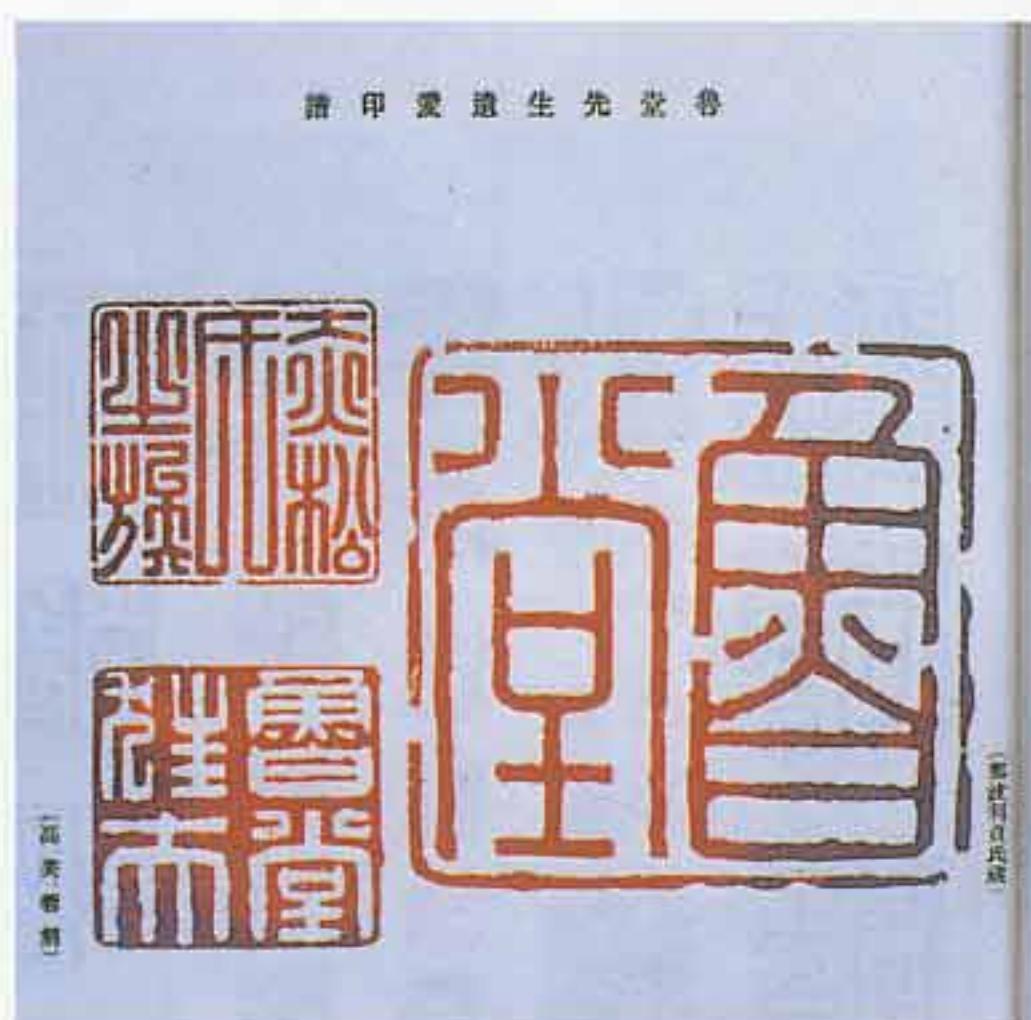
御儒者というのは、藩お抱えの儒学者（漢学者）のことで主として藩校の教官として、合田・柴野・増田と並び、四家は比較的早くから徳島藩に任用されました。少し遅れて立木・岡田家など任用されます。

那波家の初代・魯堂は、播磨の国姫路の出身ですが、京都に出て私塾を開いていました。安永七年（一七七六）に、徳島藩主・蜂須賀治昭に招かれ、五二才で御儒者となり藩校で教えることになりました。禄高は一五〇石で、後に百石加増されています。

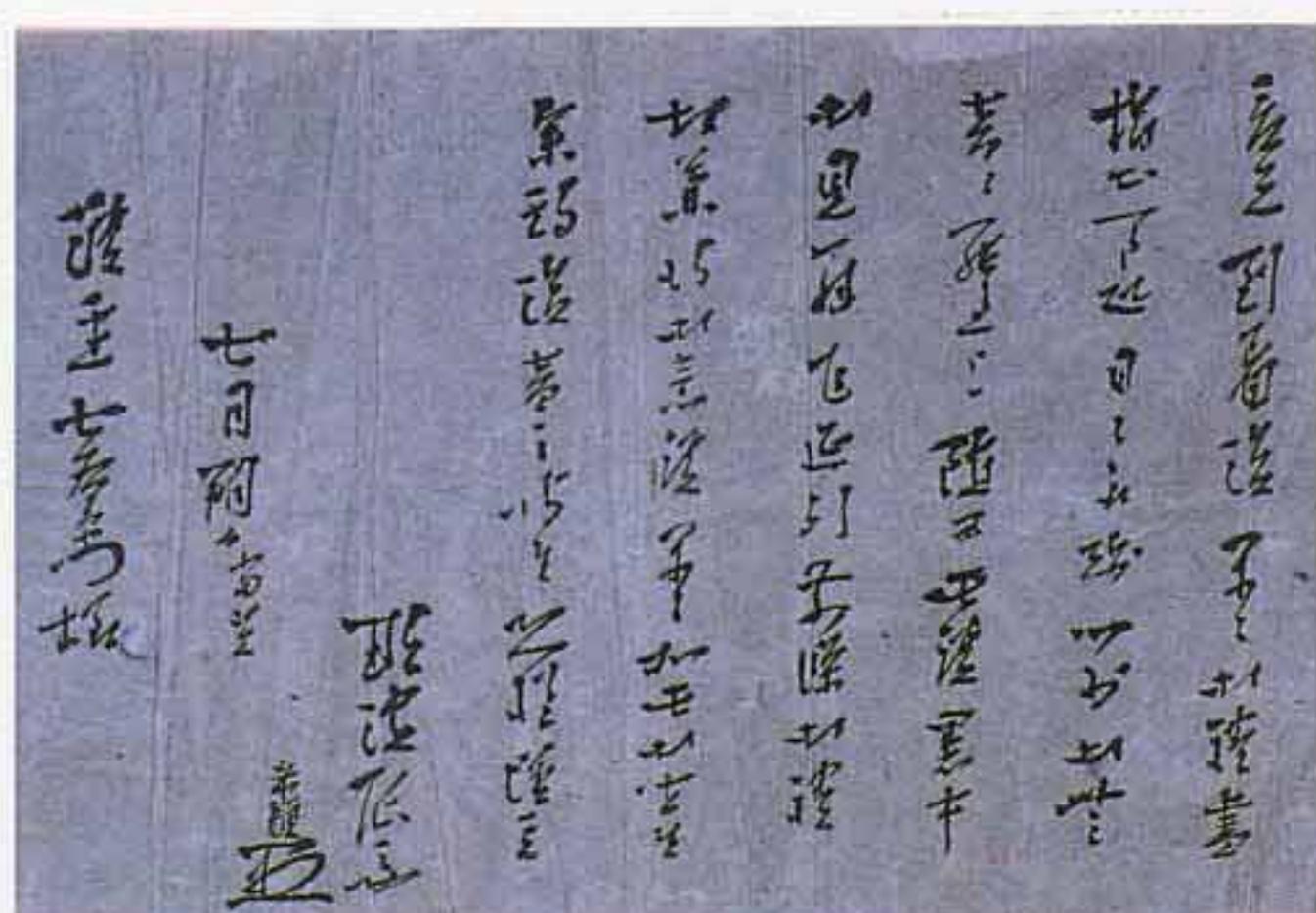
魯堂は、別に「四国正学」とも称されました。



那波辰之助 墓所



那波魯堂 印譜



那波辰之助 書簡

「正学」というのは朱子学のことです、魯堂は儒学の中でも朱子学が君臣の「大義名分」を明らかにし、忠孝の道を指し示す学問として、その重要性を「学問源流」などで主張しました。

幕府は、後に「寛政異学の禁」で朱子学を幕府の官学に指定しましたが、この政策を建白したのは頼春水・西山拙斎・古賀精里らであります。そのうち春水は魯堂の友人、拙斎は門人で、魯堂の影響力が働いていました。

魯堂には男子がなく、弟子・永田網川（もうせん）を養子にし、長女・貞と結婚させました。その子が辰之助で、号を鶴峰（かくほう）といいました。

辰之助は、寛政八年（一七九六）生まれ、名は希顔、字は如愚といい、一七才で江戸に出て、晶平坂学問所で十年間古賀精里父子について学びました。後、帰郷し藩校の教官となりました。彼には実子がなく親戚の奥田駒三郎を養子に迎えました。これが四代の蜆北（けんほく）です。辰之助は名文家としても著名で、当時の学会ではよく知られておりました。作品は、詩文集『熙春堂集』（五冊）にまとめられましたが、現在発見されていません。今、わずかに四編の漢文、六首の漢詩だけが残されています。

渡辺家の由緒と「渡辺の松」

江戸時代の武家の由緒で一番大事なことは、初期の主君との関係であつた。主君に対し武勲、武功があり、それに対する恩賞としての家禄が与えられる。家の成立にこそその家の生活の根本があつたのである。

江戸時代も後期に入り、藩政が緩み始めると蜂須賀家は封建制強化の一貫として、各家の家の成立と系図を提出させた。

渡辺家の初代七右衛門勝秀は尾張出身で、蜂須賀家政の父正勝が蜂須賀の里にいる頃の弘治元（一五五五）から出陣に同道し、名前に勝の字を贈られるほどであった。永禄元年（一五五八）には、家政誕生と同時にその守役に任命されている。

天正一三年（一五八五）八月の蜂須賀阿波入国際、籠川口（現徳島市大原町）へ船が着いていたとき、母子を肩にかつぎ上げ、堀を乗り越えて無事に救い出してきた。このときの、家政の喜びようは大変なものだった。

このように渡辺家は、蜂須賀家の家祖家政の守役として主君と接近しており、四百石の領地（年代場所とも不明）を拝領している。その後文禄三年（一五九四）には隠居して、嫡子の平左衛門勝行に家督をゆずった。同年に名西郡重松村の内で百五〇石を隠居料として与えられ、慶長四年（一五九九）には更に名東郡島田村の内で八〇石が加増されている（宛行状あり）。

しかし、この隠居料は多すぎるとして替地を申し入れた。このときの替え地が、明治維新まで渡辺家が持っていた下八万村の五〇石の知行地である。

その後突然、嫡子平左衛門が大坂へ出奔し、七右衛門は再び家長として務めることになった。数年後四百石の領地を二百石に減らされたが、嫡子平左衛門が無事帰藩を許されることで決着する。七右衛門も平穏な隠居生活に戻ったようである。そして寛永四年（一六二七）十二月、正勝・家政・至鎮・忠英の四人に、七二年間にわたって仕えた七右衛門は亡くなつた。

家政は特にこれを惜しみ、渡辺家の菩提寺である沖浜の遵敬庵を寺に昇格させ遵敬寺とし、遵敬寺まで出向いて、七右衛門の墓前に座り自らの手で印の松（しるしのまつ）を植えたのである。これは渡辺家にとつて重大な由緒である。これ以後隠居料分の五〇石を継いだ三男の助右衛門以降、渡辺家の石高は、幕末に至るまで変ることがなかつた。

渡辺家家系図

渡辺修理武—七右衛門勝秀—平左衛門勝行（本家四百石を相続）—（以下略）—
——助左衛門勝之（隠居分五十石を相続）—長大夫勝信
——助右衛門勝安—蔵之丞勝理—広右衛門勝直—助右衛門勝芳—七右衛門勝平
——七右衛門勝方—蔵太郎



渡辺の松（遵敬寺）

展示史料目録 渡辺家文書

| 史 料 名 | | 年 代 | 大きさ(cm) | 資 料 番 号 |
|--------|--------------|------------|---------|----------|
| 壁面ケースA | | | | |
| 1 | 宛行状(蜂須賀家政) | 文禄3・3・24 | 30×47 | M8900230 |
| 2 | 宛行状(蜂須賀家政) | 慶長4・7・5 | 30×47 | M8900233 |
| 3 | 宛行状(蜂須賀忠英)写 | 寛永17・9・15 | 40×50 | M8900238 |
| 4 | 覚(定役2人半)写 | 寛永17・9・15 | 18×53 | M8900235 |
| 5 | 知行高役ニ入人付覚 | 寛永17・9・15 | 18×53 | M8900240 |
| 6 | 覚(御触れに付指出状)控 | (近世) 8・10 | 28×40 | M8900244 |
| 7 | 拝知高物成人数改帳 | 享保17・1・21 | 27×21 | M8900447 |
| 8 | 拝知高物成人数改帳 | 享保元・7・2 | 27×21 | M8900448 |
| 壁面ケースB | | | | |
| 9 | 家屋敷改帳 | 享保17・1・21 | 27×21 | M8900456 |
| 10 | 家屋敷改帳 | 寛保元・7・2 | 27×21 | M8900457 |
| 11 | 文武有功之士小履歴 | (明治後期) | 24×16 | M8900446 |
| 12 | 銀札(藩札) | 享保15 | 12×5 | M8900274 |
| 13 | 渡辺家の松由来記 | 大正6 | 24×16 | M8900463 |
| 展示ケースA | | | | |
| 14 | 通知(拝知について) | (近世) 7・1 | 32×16 | M8900237 |
| 15 | 森平馬(書簡) | (近世) 2・21 | 24×16 | M8900298 |
| 16 | 森平馬(書簡) | (近世) 7 | 24×16 | M8900299 |
| 17 | 原安右衛門(書簡) | (近世) | 26×16 | M8900300 |
| 展示ケースB | | | | |
| 18 | 那波辰之助(書簡) | (近世) | 15×22 | M8900304 |
| 19 | 那波辰之助(書簡) | (近世) 12・9 | 16×41 | M8900305 |
| 20 | 那波辰之助(書簡) | (近世) 12・11 | 16×28 | M8900306 |
| 21 | 那波辰之助(書簡) | (近世) | 16×46 | M8900307 |
| 展示ケースC | | | | |
| 22 | 松岡康毅(書簡) | (明治) 4・5 | 17×52 | M8900344 |
| 23 | 松岡康毅(書簡) | (明治) 1・1 | 16×22 | M8900345 |
| 24 | 松岡康毅(書簡) | (明治) | 16×40 | M8900346 |
| 25 | 松岡康毅(書簡) | 明治18・1・1 | 16×75 | M8900347 |
| 26 | 松岡康毅(書簡) | (明治) 11・27 | 19×90 | M8900348 |
| 展示ケースD | | | | |
| 27 | 射場的の次第(矢場) | (近世) | 55×39 | M8900258 |
| 28 | 射術門弟操出帳 | (近世) | 12×34 | M8900468 |
| 29 | 射術門弟名面 | (近世) | 12×34 | M8900469 |
| 30 | 所持兵器兵書引合帳 | (近世) | 14×40 | M8900470 |
| 31 | 秘伝書(馬術) | 弘化5・7 | 24×238 | M8900471 |

※会期中、一部展示替えをすることがあります。

松岡康毅の書簡

渡辺家と松岡家

渡辺家と松岡家は姻戚関係にあつた。松岡家は、板野郡七条村（現上板町）の農家であつた。渡辺サイは松岡家の康孝（康毅の兄）と結婚するが、その年月日等は不明である。康孝は、弟康毅同様に、法律家として嘱望され、明治四年以降、静岡・東京・信州等で司法関係の役所に勤めていたが、早く死去している。

松岡康毅

康毅は弘化元年（一八四四）旧暦六月二三日生まれ。卯之輔・喜代蔵・康孝・康毅・五郎・六朗の六人兄弟の四番目であった。

康毅は抜群の才能と行動力に富んでいた。嘉永六年（一八五三）の黒船来航が象徴する激動

晩年の松岡康毅

二六才の時であつた。このときから二〇余年司法省役人として活躍し、法律の整備に貢献する。

明治三九年（一九〇六）一月には農商務大臣に就任している。

なお、明治二十四年六月から一年あまり、検事総長の要職にあつた。

治二年（一八六九）藩知事蜂須賀茂詔に政治上の意見書を提出する。農家出身の庶民の側からの発言は新鮮なものであり、藩知事は彼を役人にとりたてる。

藩に仕えてやがて小室信夫（丹後出身・藩に仕え後に上野国岩鼻県知事等を経て日本郵船株式会社の基礎を作る。）に出会い、司法卿江藤新平を紹介される。江藤は康毅を司法省権大録に任命する。

二六才の時であつた。このときから二〇余年司法省役人として活躍し、法律の整備に貢献する。

明治三九年（一九〇六）一月には農商務大臣に就任している。

なお、明治二十四年六月から一年あまり、検事総長の要職にあつた。

兄嫁の実家への書簡であり、すべて姻戚交際の内容に留まっている。しかし公人としての活躍の様子をくみ取ることはできる。

兄康孝の早い他界により兄嫁サイは実家渡辺へ帰り、やがて病没してしまう。

残った遺児のうち長男乾三を康毅が引き取つて養育している。このことについては、井上高格（初代徳島市長、のち代議士になる。）とも相談している。

過日喜代蔵当地江

罷越貴家御老人

御病氣之處御養生不

相協御死去被成候由伝

承仕驚入申候御愁傷

之程ハ万々御遙察申

上候拙者儀頃日中

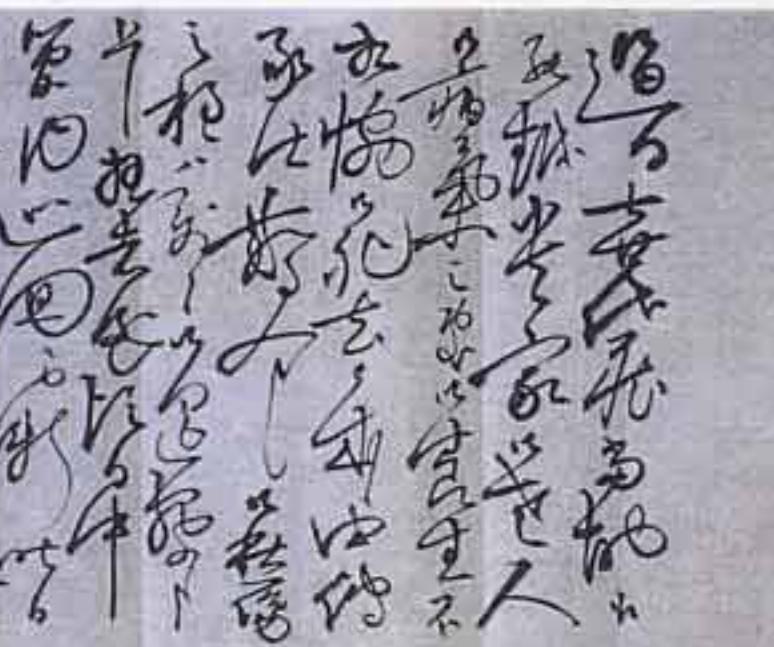
管内巡回ニ而漸昨日

帰宅致候運故御悔

も大ニ遲延ニ相流候恐々
再拝

松岡康毅

渡辺蔵太郎様



松岡康毅書簡

江戸時代には、馬術は二百石以上の武家では義務化されていた。

このため、馬に乗ることが家格を表す一面を持っていた。しかし馬を飼うことは馬丁を召抱えることであり、中級武家でも経済的に馬の飼えない家もあった。



江戸時代初期には、馬術はすでに体系化され、小笠原・大坪・八条・内藤の諸流が完成していた。これらを源流として、より多くの諸流派が派生した。

渡辺家の資料は、八条流に属する

もので、常陸国の田中主源太郎が書いたものである。



中流以上の武士の子弟は、幼時から馬術を鍛練し、一二・三歳の正月二日に乗り初めを行つた。その時、家紋を染め出した幕を張りめぐらし、父親の見る前で麻の袴姿で優雅に馬に跨つたという。馬丁の法被も新調である。

第2回展示 蜂須賀家家臣 渡辺家資料展

発 行 平成3年5月3日

編集・発行 德島県立文書館 〒770 德島市八万町向寺山 TEL0886-68-3700